

浦施公(総)第48号

平成23年6月20日

浦安市長 松崎 秀樹 様

財団法人浦安市施設利用振興公社  
理事長 上原 章



平成23年6月15日付、朝日新聞夕刊の当公社に関する記事について(報告)

このことについては、平成23年6月15日付、朝日新聞夕刊に当公社に関する記事が掲載されましたが、記事記載の事実関係および今後の対応について、次のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1 記事掲載新聞名

平成23年6月15日付、朝日新聞夕刊紙

#### 2 新聞掲載記事の内容

別添新聞記事の写しのとおり

#### 3 新聞記載記事内容の事実関係

##### (1) 日本体育施設協会専門委員とのアドバイザー委託契約について

当該専門委員は、日本体育施設協会から専門委員の委嘱を受けていますが、同団体の職員ではありません。

平成19年5月から平成23年3月末までの間、「公社指定管理者制度全般に関わるアドバイザー業務委託契約」を締結しています。

契約額については、平成19年度は月額100,000円、平成20年度は月額200,000円、平成21年度、同22年度は月額100,000円でした。

別添契約書のとおり、「財団法人浦安市施設利用振興公社して管理者制度全般に関わるアドバイザー業務委託契約書」を締結して、委託料を支払っていたものです。

(2) 指定管理者の基礎評価について

当公社が指定管理者として管理運営を行っている施設について、現在の管理運営状況を第三者機関に評価してもらう外部評価として、日本体育施設協会が実施している「指定管理者基礎評価調査」を平成20年1月から導入しています。

この指定管理者基礎評価は、同協会から送付される解説書に従って自己評価を行い、その自己評価をもとに現地調査員が運営状況の聞き取り、書類確認を行なって同協会に報告し、評価が決定されるものです。

アドバイザー契約をしていた専門委員が現地調査に加わっていたことで公平性に疑念を抱かれておりますが、現地調査は複数の調査員で行なわれており、当公社としては公平な評価が行なわれているものと認識しています。

(3) 東京都狛江市の文書について

同市の提案書を受け取った事実はありません。

全国自治体の指定管理者制度導入状況等の情報や、指定管理者提案書に盛り込むべき不可欠要素等についてアドバイスを受けましたが、他自治体の提案書等については受け取っていません。

4 今後の対応

当公社では、平成18年度から職員一丸となって様々な組織改革や制度改革、財務体質の改善に取り組んできました。

指定管理者制度についても、利用者サービスの向上と最少の費用で最大の効果を発揮するための対策を講ずることを提案して、指定管理者に選定していただいたものと考え、これまで利用者第一の運営を行ってきたと自負しております。

今回の新聞記事につきましては、適正な業務執行であったにも関わらず、みなさまに疑念をもたれるようなことになり誠に残念でありませんが、これを一つの教訓として捉え、今後の施設運営に活かしてまいりたいと存じます。